

養護者による障害者虐待対応における個人情報を取り扱う主な場面

	場面	該当条文	情報を提供する者	情報の提供を受ける者	主な情報の種類	情報の取扱い
①	相談・通報	障害者虐待防止法第7条1項	<p>虐待を発見した関係者・関係機関</p> <p>行政機関 (例：虐待防止法所管課以外の部署、警察等)</p>	<p>市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課) 又は市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（被虐待者、疑い含む）の情報：虐待の状況（回数、大きさ、部位、色などの客観的内容）、障害者の状況（氏名、年齢、居所、連絡先、障害の種類、業務内容等）、障害者本人の心身の状況、障害福祉サービス等の利用状況、家族関係等 ・ 養護者（虐待者、疑い含む）の情報：氏名、年齢、居所、障害者本人との関係、職業等 ・ 通報者の情報：氏名、連絡先、障害者・養護者等との関係等 ・ 上記の内、通報者が通報時に把握している内容のみが提供される。 ・ 通報は匿名で行われる場合もある。 	<p>・ 市町村の障害者虐待防止法所管部署及び市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センターで情報を共有した上で、障害者虐待防止法第9条第3項に基づく障害者の安全の確認、事実の確認のための措置、障害者虐待対応協力者との対協議等のために取り扱われる。</p>
②	事実確認	障害者虐待防止法第9条1項	<p>市町村内の他部局 (例：市民課、福祉事務所等)</p>	<p>市町村虐待防止法所管課（例：障害福祉課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（被虐待者、疑い含む）の情報：住民票、戸籍謄本、生活保護受給の有無、障害福祉サービス等の利用状況、年金受給状況等 ・ 養護者（虐待者、疑い含む）の情報：住民票、戸籍謄本、生活保護や障害福祉サービス等利用状況等 	<p>虐待の通報内容に係る事実を確認するために取り扱われる。</p>
			<p>被虐待者に関する関係者・関係機関 (例：民生委員、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等)</p>	<p>市町村虐待防止法所管課（例：障害福祉課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者及び養護者の日常的な生活状況等 ・ 福祉サービス等の利用状況等 ・ 通報内容に関連する状況・情報の有無等 	
③	コアメンバー会議	障害者虐待防止法第9条1項	<p>市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)</p>	<p>虐待対応協力者（市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、基幹相談支援センター、行政所属の専門職等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①②の通報及び事実確認で得られた情報等 	<p>虐待の有無の判断、緊急性の判断、方針決定、終結の判断のために取り扱われる。</p>
			<p>虐待対応協力者（市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、基幹相談支援センター、行政所属の専門職等）</p>	<p>市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①②の通報及び事実確認で得られた情報 ・ 過去の相談履歴等（相談者の氏名・病歴など） 	
④	虐待対応ケース会議		<p>市町村の虐待防止法所管課 又は市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、基幹相談支援センター</p>	<p>障害者虐待対応協力者 (事案に応じて必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者等、事案に応じて助言を求める専門職等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③のコアメンバー会議の結果に基づき、今後の支援に必要な情報等 	<p>今後の援助方針、支援内容、関係機関の役割分担の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認等のために取り扱われる。</p>
		<p>障害者虐待対応協力者 (事案に応じて必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者等、事案に応じて助言を求める専門職等)</p>	<p>市町村の虐待防止法所管課 又は市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、基幹相談支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被虐待者の情報：受診歴、既往歴、病名、けがの状況、サービス等利用状況、虐待者や家族との人間関係等 ・ 虐待者の情報：年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、被虐待者との関わり等 		

福祉施設従事者等による障害者虐待対応における個人情報を取り扱う主な場面

	場面	該当条文	情報を提供する者	情報の提供を受ける者	主な情報の種類	情報の取扱い
①	相談・通報	障害者虐待防止法第16条1項	虐待を発見した関係者・関係機関 行政機関 (例：虐待防止法所管課以外の部署、警察等)	市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課) 又は市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（被虐待者、疑い含む）の情報：虐待の状況（回数、大きさ、部位、色などの客観的内容）、障害者の状況（氏名、年齢、居所、連絡先、障害の種別、業務内容等）、障害者本人の心身の状況、障害福祉サービス等の利用状況、家族関係等 ・ 通報者の情報：氏名、連絡先、障害者・養護者等との関係等 ・ 上記の内、通報者が通報時に把握している内容のみが提供される。 ・ 通報は匿名で行われる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の障害者虐待防止法所管部署及び市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センターで情報を共有した上で、障害者虐待防止法第19条に基づく障害者の安全の確認、事実の確認のための措置、障害者虐待対応協力者との対応協議等のために取り扱われる。
②	事実確認	障害者虐待防止法第19条	市町村内の他部局 (例：障害者総合支援法所管部署、市民課、福祉事務所等)	市町村虐待防止法所管課（例：障害福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（被虐待者、疑い含む）の情報：住民票、戸籍謄本、生活保護受給の有無、障害福祉サービス等の利用状況、年金受給状況等 ・ 家族の情報：住民票、戸籍謄本、生活保護や障害福祉サービス等利用状況等 	虐待の有無の判断、障害者の保護の必要性等緊急性の判断、再発防止のための福祉施設等の虐待防止に関する改善・指導計画策定等の今後の方針の決定のために取り扱われる。
			福祉施設等の長及び関係する職員、障害者等	市町村虐待防止法所管課（例：障害福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報内容の該当有無の確認 ・ 虐待の状況（種類や程度、具体的な状況、経過等） ・ 虐待者の被虐待者への支援等の状況、人間関係等 ・ 虐待者の勤務状況、業務負担等 ・ 当該事業所の虐待防止、事故防止等の取組状況 	
			被虐待者である障害者が入院・通院している医療機関等の関係者・関係機関	市町村虐待防止法所管課（例：障害福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> （事案に応じて） ・ 通報内容の該当有無の確認 ・ 被虐待者の変化などの状況 ・ 被虐待者の受診歴、既往歴、病名、けがの状況 	
③	コアメンバー会議		市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	虐待対応協力者（市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、行政所属の専門職等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①②の通報及び事実確認で得られた情報 	虐待の有無の判断、緊急性の判断、方針決定、障害者虐待防止法第19条に基づく市町村長による権限行使の判断、終結の判断のために取り扱われる。
			虐待対応協力者（市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、行政所属の専門職等）	市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①②の通報及び事実確認で得られた情報 ・ 過去の相談履歴（相談者の氏名・病歴など） 	

	場面	該当条文	情報を提供する者	情報の提供を受ける者	主な情報の種類	情報の取扱い
④	虐待対応ケース会議	障害者虐待防止法第19条	市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	障害者虐待対応協力者 (市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、事案に応じて必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者等、事案に応じて助言を求める専門職等)	・③のコアメンバー会議の結果に基づき、今後の支援に必要な情報	被虐待者に対する援助方針、支援内容、関係機関の役割分担の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認等のために取り扱われる。
			障害者虐待対応協力者 (市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター、事案に応じて必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者等、事案に応じて助言を求める専門職等)	市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	・被虐待者の情報：受診歴、既往歴、病名、けがの状況、サービス等利用状況、虐待者や家族との人間関係等 ・虐待者の情報：年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、被虐待者との関わり等	
⑤	都道府県への報告	障害者虐待防止法第17条	市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	都道府県の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	虐待の事実が認められたケース、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じたケースの以下の情報 ・障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別 ・虐待を受けた又は受けかと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況 ・障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因 ・虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種 ・市町村が行った対応 ・障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容	障害者虐待防止法第19条に基づく都道府県知事による適切な権限行使のために取り扱われる。

養護者による障害者虐待対応における個人情報を取り扱う主な場面

	場面	該当条文	情報を提供する者	情報の提供を受ける者	主な情報の種類	情報の取扱い
①	相談・通報	障害者虐待防止法第22条1項	虐待を発見した関係者・関係機関 行政機関 (例：虐待防止法所管課以外の部署、警察等)	市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課) 又は市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター 都道府県の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課) 又は都道府県から業務委託を受けた障害者権利擁護センター 都道府県労働局 都道府県の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	・障害者（被虐待者、疑い含む）の情報：虐待の状況（回数、大きさ、部位、色などの客観的内容）、障害者の状況（氏名、年齢、居所、連絡先、障害の種類、業務内容等）、障害者本人の心身の状況、障害福祉サービス等の利用状況、家族関係等 通報者の情報：氏名、連絡先、障害者等との関係等 ・上記の内、通報者が通報時に把握している内容のみが提供される。 ・通報は匿名で行われる場合もある。	・市町村の障害者虐待防止法所管部署及び市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センターで情報を共有した上で、障害者虐待防止法第24条に基づく障害者の安全の確認、事実の確認のための措置、障害者虐待対応協力者との対応協議等のために取り扱われる。
②	都道府県への通知	障害者虐待防止法第23条	市町村の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	都道府県の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	虐待の事実が認められたケース、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じたケースの以下の情報 ・事業所の名称、所在地、業種及び規模 ・使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（被虐待者）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態 ・使用者による虐待の種類、内容及び発生要因 ・使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係 ・市町村が行った対応 ・使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容	障害者虐待防止法第24条に基づく都道府県による都道府県労働局への報告のために取り扱われる。
③	都道府県労働局への報告	障害者虐待防止法第24条	都道府県の虐待防止法所管課 (例：障害福祉課)	都道府県労働局	虐待の事実が認められたケース、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じたケースの以下の情報 ・事業所の名称、所在地、業種及び規模 ・使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（被虐待者）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態 ・使用者による虐待の種類、内容及び発生要因 ・使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係 ・都道府県及び市町村が行った対応 ・使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容	障害者虐待防止法第26条に基づく都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長による適切な権限行使のために取り扱われる。